(厚生労働委員会)

戦 没 者 等 \mathcal{O} 遺 族 に 対 す る 特 別 弔 慰 金 支 給 法 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る 法 律 案 閣法 第二二号) 衆 議 院

送付) 要旨

本 法 律 案 は、 公 務 扶 助 料 遺 族 年 金 等 \mathcal{O} 支給 を受けて ١, る者 が 1 な 1 戦 没者 等 0) 遺 族 に 特 別 弔 慰 金 を支 給

しよ うとす る ŧ \mathcal{O} で あ り、 そ \mathcal{O} 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} と お り で あ る。

第 戦 没 者 等 \mathcal{O} 遺 族 に 対 す る 援 護 \mathcal{O} 措 置

平 成 + 七 年 兀 月 日 に お け る 戦 没 者 等 \mathcal{O} 遺 族 で、 同 \mathcal{O} 戦 没 者 等 に 関 L 公 務 扶 助 料、 遺 族 年 金 等 \mathcal{O}

支 給 を受け て 1 る 者 が 1 な 1 t \mathcal{O} に 対 L 特 別 弔 慰 金 と L て 額 面 + 五 万 円 五. 年 償 還 \mathcal{O} 玉 債 を 支 給 す

る。

平成三十二年 兀 月 日 に お け る 戦 没 者 等 \mathcal{O} 遺 族 で、 同 \mathcal{O} 戦 没 者 等 に 関 L 公 務 扶 助 料、 遺 族 年 金 等 \mathcal{O}

支 給 を受けて **\ る者 が 7 な 1 Ł \mathcal{O} に 対 し、 特 別 弔 慰 金 とし て 額 面 <u>-</u> 十 五 万 円、 五. 年 償 還 \mathcal{O} 玉 債 を支 給 す

る。

第二 施行期日等

この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。 ただし、 第一の二については、平成三十二年四月

日から施行する。

一 その他この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定める。